

改正

平成24年12月14日条例第35号
平成26年6月25日条例第13号
平成28年3月18日条例第27号
平成28年12月16日条例第50号
平成29年3月17日条例第15号
令和 年 月 日条例第 号

富良野市建設関係手数料条例

富良野市建築確認申請等手数料徴収条例（平成12年条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のためにする建設関係の事務について徴収する手数料について定めるものとする。

（手数料を徴収する事務等）

第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、区分及び金額は、別表に定めるところによる。

（手数料の納付方法）

第3条 手数料は、富良野市の発行する納入通知書で納めなければならない。

（手数料の減免）

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより手数料を減額し、免除することができる。

（手数料の還付）

第5条 既に徴収した手数料は、規則で定める場合を除き、還付しない。

（過料）

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料を科する。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富良野市建設関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに受理したものについては、なお従前の例による。

（富良野市手数料条例の一部改正）

3 富良野市手数料条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項から第24項までを削り、第25項を第15項とし、第26項から第29項までを10項ずつ繰り上げる。

附 則（平成24年12月14日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月18日 条例第27号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月16日 条例第50号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月17日 条例第15号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	区分	金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から11の項までにおいて「法」という。）第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物の建築に係る計画の確認又は計画の変更の確認の申請又は通知に対する審査	建築物確認申請等手数料	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	42,000円 当該申請に係る建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合 （以下この項において、「確認の特例の場合」という。）にあっては、12,000円
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	87,000円 確認の特例の場合にあっては、19,000円
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	113,000円 確認の特例の場合にあっては、27,000円
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	139,000円 確認の特例の場合にあっては、37,000円
		オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	205,000円 確認の特例の場合にあっては、61,000円
(摘要)			
手数料の金額の算出の基礎とされている床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。			
ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合を除く。） 当			

	<p>該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p>		
2 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に係る計画の確認又は計画の変更の確認の申請又は通知に対する審査	工作物確認申請等手数料	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）	一の工作物につき 15,000円
		イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	一の工作物につき 10,000円
3 法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物の工事の完了に係る検査	建築物完了検査手数料	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	11,000円 直近の確認済証が、法第6条の2第1項の規定による確認済証である場合（以下この項において、「指定確認検査機関の確認の場合」という。）にあつては、15,000円
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円 指定確認検査機関の確認の場合にあつては、24,000円
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	18,000円 指定確認検査機関の確認の場合にあつては、36,000円
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	24,000円 指定確認検査機関の確認の場合にあつては、50,000円
		オ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	39,000円 指定確認検査機関の確認の場合にあつては、88,000円
		<p>(摘要)</p> <p>手数料の金額の算出の基礎とされている床面積の合計は、建築物を建築した場合にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定する。</p>	

4 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物の工事の完了に係る検査	工作物完了検査手数料		一の工作物につき 10,000円
5 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査	道路位置指定申請手数料	ア 道路の延長が50メートル以内の場合	75,000円
		イ 道路の延長が50メートルを超える場合	この項アの金額に50メートルを超える延長20メートルまでごとに16,000円を加算した額とし、最大で443,000円
6 法第43条第2項第1号の規定に基づく道路と敷地の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		56,000円
7 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料		130,000円
8 法第86条第1項の規定に基づく1団地内に1又は2以上の構えを成す建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1団地の建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物（主たる用途に供する建築物と用途上不可分の関係にあるこれに附属する建築物で、延べ面積が50平方メートル以下であるもの（9の項から11の項までにおいて「附属建築物」という。）を除く。以下この項において同じ。）の数が1又は2である場合	94,900円
		イ 建築物の数が3以上である場合	94,900円と2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額との合計額
9 法第86条第2項の規定に基づく一定の1団地の土地の区域内に現	既存建築物を前提とした総合的設計によ	ア 建築物（既存建築物及び附属建築物を除く。以下この項におい	94,900円

に存する建築物の位置及び構造を前提とした総合的見地からした設計による建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	る建築物の特例認定申請手数料	て同じ。)の数が1である場合	
		イ 建築物の数が2以上である場合	94,900円と1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額との合計額
10 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	ア 当該申請に係る建築物が附属建築物のみの場合	94,900円
		イ 建築物(一敷地内認定建築物及び附属建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	94,900円
		ウ 建築物の数が2以上である場合	94,900円と1を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額との合計額
11 法第86条の5第1項の規定に基づく認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地内とみなす建築物認定又は許可取消申請手数料		15,800円と現に存する建築物(附属建築物を除く。)の数に13,500円を乗じて得た額との合計額
12 建築計画概要書の写しの交付	概要書複写交付手数料	申請1件につき	400円
13 建築確認等台帳記載事項証明書の交付	台帳記載事項証明書交付手数料	申請1件につき	500円
14 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項から17の項までにおいて「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア 住宅の戸数1戸につき	77,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、 18,000円
		(摘要) 長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に1の項の規定により算出した金額を加算した金額とする。	
15 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく新築に係る長期優良	新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画	ア 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに	1戸につき1,000円

住宅建築等計画の変更の認定に対する審査	変更認定申請手数料	譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合	
		イ 住宅の戸数1戸につき	44,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあつては、 14,000円
(摘要) 長期優良住宅法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に1の項の規定により算出した金額を加算した金額とする。			
16 長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア 住宅の戸数1戸につき	84,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあつては、 25,000円
		(摘要) 長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に1の項の規定により算出した金額を加算した金額とする。	
17 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定に対する審査	既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	ア 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合	1戸につき1,000円
		イ 住宅の戸数1戸につき	49,000円 規則で定める事前審査を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、20,000円
		(摘要) 長期優良住宅法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に1の項の規定により算出した金額を加算した金額とする。	
18 長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく	譲受人を決定した場合にお		1,800円

議受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ける長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料		
19 長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料		1,800円
20 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料		86,000円
21 租税特別措置法第68条の69第3項第7号イの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以内の場合	6,200円
		イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	8,600円
		ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	13,000円
		エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	35,000円
		オ 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内の場合	43,000円
		カ 新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超える場合	58,000円
		22 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191	宅地造成工事許可申請手数料

号) 第8条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	料	て「切土等」という。)をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	
		イ 切土等をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,000円
		ウ 切土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	32,700円
		エ 切土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	49,000円
		オ 切土等をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	70,500円
		カ 切土等をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	118,000円
		キ 切土等をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	176,000円
		ク 切土等をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	266,000円
		ケ 切土等をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	352,000円
		コ 切土等をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	442,000円
23 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成工事 変更許可申請 手数料	ア 切土等をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土等をする土地の面積との合計の面積に応じた	前の項の宅地造成工事許可申請手数料の額

		区分	
		イ 切土等及び設計の変更を伴わないもの	10,500円
24 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	
		① 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき	11,900円
		② 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	24,800円
		③ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	48,000円
		④ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	93,200円
		⑤ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	139,000円
		⑥ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	186,000円
		⑦ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	231,000円
		⑧ 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	326,000円

		① 開発区域の面積が 0.1ヘクタール未満の とき	16,200円
		② 開発区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満の とき	33,400円
		③ 開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満の とき	69,500円
		④ 開発区域の面積が 0.6ヘクタール以上1 ヘクタール未満の とき	130,000円
		⑤ 開発区域の面積が 1ヘクタール以上3 ヘクタール未満の とき	214,000円
		⑥ 開発区域の面積が 3ヘクタール以上6 ヘクタール未満の とき	287,000円
		⑦ 開発区域の面積が 6ヘクタール以上10 ヘクタール未満の とき	363,000円
		⑧ 開発区域の面積が 10ヘクタール以上の とき	513,000円
		ウ その他の場合	
		① 開発区域の面積が 0.1ヘクタール未満の とき	91,400円
		② 開発区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満の とき	139,000円
		③ 開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満の とき	209,000円
		④ 開発区域の面積が 0.6ヘクタール以上1	280,000円

		ヘクタール未満のとき	
		⑤ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	419,000円
		⑥ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	550,000円
		⑦ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	709,000円
		⑧ 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	941,000円
25 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発区域の面積）に応じた区分	申請1件につき前の項の開発行為許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額を合算した金額（その金額が941,000円を超えるときは、941,000円）
		イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される区域の面積に応じた区分	申請1件につき前の項の開発行為許可申請手数料の額を合算した金額（その金額が941,000円を超えるときは、941,000円）
		ウ その他の変更の場合	10,500円
26 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数		50,000円

する審査	料		
27 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		28,900円
28 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	開発許可地位承継承認申請手数料	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1,820円
		イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,700円
		ウ その他の場合	18,200円
29 都市計画法第47条第5項の規定に基づく登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚ごと	480円
30 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項及び31の項において「エコまち法」という。）第53条第1項	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 住戸を単位として認定を申請する場合	住宅の戸数1戸につき44,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、9,000円

の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査		イ 一の建築物を単位として認定を申請する場合	一の建築物につき 431,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、 34,000円
	<p>(摘要)</p> <p>1 上記アからエに該当する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記アからエにおいて定められた金額を合計する。</p> <p>3 エコまち法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に1の項の規定により算出した金額を加算した金額とする。</p>		
31 エコまち法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合	1戸又は1棟につき1,000円
		イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合	住宅の戸数1戸につき27,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、9,000円
		ウ 一の建築物を単位として変更認定を申請する場合	一の建築物につき235,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、 34,000円
	<p>(摘要)</p> <p>1 上記イからオに該当する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イからオにおいて定められた金額を合計する。</p> <p>2 エコまち法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に1の項の規定により算出した金額を加算した金額とする。</p>		
32 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項から34の項において「建築物省エネ法」とい	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 住宅の認定を申請する場合	1戸につき42,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、7,000円

<p>う。) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>		<p>イ 一の建築物を単位として認定を申請する場合</p>	<p>一の建築物につき 273,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、 12,000円</p>
<p>(摘要)</p> <p>1 上記アからオに該当する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記アからオにおいて定められた金額を合計する。</p> <p>2 建築物省エネ法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に1の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>			
<p>33 建築物省エネ法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更の場合</p>	<p>1戸又は1棟につき1,000円</p>
		<p>イ 住宅の認定を申請する場合</p>	<p>1戸につき26,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、7,000円</p>
		<p>ウ 一の建築物を単位として変更認定を申請する場合</p>	<p>一の建築物につき 145,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあっては、 12,000円</p>
<p>(摘要)</p> <p>1 上記イからカに該当する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記イからカにおいて定められた金額を合計する。</p> <p>2 建築物省エネ法第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に1の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>			

34 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	ア 住宅の認定を申請する場合評価機関審査を受けた場合	1戸につき42,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあつては、1戸につき7,000円
		イ その他の建築物を単位として認定を申請する場合	273,000円 規則で定める事前審査を受けた場合にあつては、12,000円
	(摘要) 1 上記アからエに該当する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき上記アからエにおいて定められた金額を合計する。		
35 景観法第63条第1項の規定に基づく景観地区内における建築物の計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査	景観地区内建築物認定申請手数料	ア スキー場山麓地区内の建築物の場合	1棟につき7,000円
		イ 森林文化地区内の建築物の場合	1棟につき8,000円
		ウ 下御料地区内の建築物の場合	1棟につき9,000円